

**スマイルサロン「赤ちゃん和妈妈のカラダに優しい抱っこ」講座**

心地よく抱っこひもを使っていますか？赤ちゃんの発達を促す抱っこの仕方やご機嫌に合わせた抱っこの仕方をするとうママのカラダも楽になりますよ。

**と き** 11月25日(水)

午前10時～正午

**ところ** 保津文化センター・ふれあいホール(保津町)

**対象** 妊婦、産婦と赤ちゃん、乳幼児を育てる人とその子どもなどどなたでも

**内容** 抱っこの仕方の紹介、抱っこひもの紹介、普段使っている抱っこひもの調整

**講師** 谷口英子さん(ベビーウエアリングコンシェルジュ)

**定員** 6組(先着順)

**参加料** 無料

**申し込み** 問 11月20日(金)までに次のホームページより申し込んでください。

NPO法人はぐらボ

HP <http://hagulabo.com/form/>

TEL 090-9887-9150

(子育て支援課)

**皆さんの「亀岡自慢」を募集中です**

亀岡の魅力を生内外に広く発信するため、市ホームページにおいて「みんなの亀岡自慢あれこれ」というページを設けています。これは、「亀岡のここが好き」、「ぜひ紹介したい」など、皆さんからの「亀岡自慢」写真で作られるギャラリーです。亀岡の自然、風景、体験、食

べ物など、亀岡のいいところを紹介してください。

TwitterとInstagramの皆さんのアカウントでハッシュタグ「#亀岡自慢あれこれ」をつけて投稿していただくと、事務局で選定後、ホームページ内のギャラリーに掲載していきます。あなたの投稿した写真が亀岡の魅力の世界に伝えることになるかも。詳しくは、市ホームページ「みんなの亀岡自慢あれこれ」をご覧ください。皆さんからの投稿をお待ちしています。

問 市役所5階秘書広報課

TEL 25-5003 FAX 22-6372

HP <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/kameokajiman/index.html>

(秘書広報課)

**減収などで家賃の支払いにお困りの人を支援します(住居確保給付金)**

住居確保給付金は、賃貸住宅にお住まいの人に家賃の支払いを支援する制度です。離職や新型コロナウイルスなどの影響で収入が減少した人に一定期間、家賃相当額を支援するものです。

4月30日から支給の条件が緩和され、さらに利用いただきやすい制度となりました。

以下の項目すべてに該当する人は、住居確保給付金の受給資格を満たしている可能性があるため、亀岡市生活相談支援センターに相談してください。

- ① 離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業などによって収入が減少していること
- ② ①の状態になる前に世帯の生計を主として維持していたこと
- ③ 月の世帯全体の収入額が以下の表の収入基準額にお住まいの物件の家賃を足した額より少ないこと

\*ただし家賃は支給上限額を限度とします。

	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
収入基準額	78,000円	115,000円	140,000円	175,000円
支給上限額	36,000円	43,000円	47,000円	47,000円

例) 3人世帯で家賃が53,000円の場合

収入が収入基準額140,000円に支給上限額47,000円を足した187,000円より少ない場合は条件に当てはまることとなります。

- ④ 預金と現金の合計が上の表の収入基準額の6倍以下である。  
(世帯員が4人以上の場合は、1,000,000円が基準となります)

例) 2人世帯の場合は115,000円×6=690,000円以下である。

収入が115,000円×6=690,000円以下であれば条件にあてはまることとなります。

問 亀岡市生活相談支援センター

〒621-0805安町釜ヶ前23-5 アザレアマンション1階

TEL 0771-56-8039 E kameoka-center@com-sagano.com

HP <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/chiikifukushi/juukyokakuhokyuufukinn.html>

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時(祝休日、正午～午後1時を除く)

\*窓口が込み合っている場合、お待たせすることがあります。まずは事前に電話で問い合わせてください。

(地域福祉課)

**「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」が制定されました!**

～お買物の際は、マイバッグを忘れずに!!～